

# お問い合わせ Q&A

\*\*\*\*\*

## 3. 対象者について

\*\*\*\*\*



3－1) どのような方が対象となりますか？

補助対象車両を自家用乗用車として購入した方で、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金の交付決定を受けた方になります。

(センターの補助金において、交付決定の取消しを受けている方は除きます。)



原則として、補助対象車両の自動車検査証上の所有者及び使用者は申請者であることとしています。ただし、所有権留保付ローン等による購入の場合は、自動車検査証上の所有者が自動車会社またはローン会社等であり、かつ使用者が申請者であることとしています。

また、本市に住民登録されている方で、本市において市税を滞納していないことも要件としています。

その他の要件等については、補助金交付要綱を御確認ください。



3－2) 法人で使用する場合、補助対象になりますか？



対象にはなりません。

本市に住民登録されている個人が対象です。